



都市基盤の整備

「緑の中で、便利で暮らしやすい都市機能が充実したまちづくり」のために



建設中の道路 (成田小見川鹿島港線)



市循環バス

- 5-1 土地利用
- 5-2 市街地整備
- 5-3 居住環境
- 5-4 道路整備
- 5-5 公共交通
- 5-6 上水道
- 5-7 下水道

土地利用



■ 主担当課 都市整備課

■ 関係課 企画政策課

5年間の目標

各地域の特徴に対応した土地利用を誘導するとともに、大規模未利用地の有 効活用を図ることにより、活力のあるまちを目指します。

現 状

本市では、高齢化と人口減少が進んでいます。このような状況を踏まえ、平成 22 年に都市計画に 関する基本的な方針である都市計画マスタープランを策定し、市の目指すべき土地利用の方針を明ら かにしました。現在、この方針に従い、一体性をもった計画的な土地利用を進めるため、市全域を都 市計画区域に指定するための作業を進めています。

また、都市計画道路として指定したものの長期にわたり未着手となっている佐原駅前線をはじめと する4路線について、生活環境の変化等を踏まえ、今後の整備について見直しを進めています。

本市の活力を高めるための土地利用については、佐原本宿耕地地区への大規模小売店舗の出店計画 に基づき、土地の用途変更の準備を進めていましたが、景気低迷等により計画が見直されたため、土 地利用が進んでいません。

また、成田国際空港の発着枠拡大や主要地方道成田小見川鹿島港線及び国道 356 号への首都圏中 央連絡自動車道(圏央道)の接続(平成27年度以降)、また東総有料道路の無料化(平成30年度) により、沿線道路沿い等での土地利用ニーズの高まりが想定されます。このため、都市計画マスター プランの中で、小見川用地、旧多田工業団地建設予定地、大関地区を都市活性化拠点として位置付け、 適正な土地利用を進めています。

さらに、小規模宅地開発についても、調和のとれた開発となるよう、社会経済環境の変化を踏まえ 指導しています。

市民意識調査では、「調和の取れた土地利用の推進」について、満足度は31位と低くなっており、 市民の多くが、これまでの土地利用について、十分でないと考えています。

課 題

平成 22 年に策定した都市計画マスタープランに基づき、総合的・計画的な土地利用を推進するこ とが求められています。特に、小見川用地や旧多田工業団地建設予定地などの大規模未利用地の有効 活用を検討する必要があります。

- 1) 調和のとれた大規模土地の有効利用が必要です。
- 2 市全域を都市計画区域に指定する必要があります。

施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
用途地域内等の 宅地等面積	都市計画税課税区域内の宅地及び 宅地比準土地面積	6,218 干 ㎡	6,240 干 ㎡

具体的な取組内容

方針1 大規模土地の有効利用

無秩序な開発を抑制し、調和のとれた計画的な土地利用を行うため、社会状況やインフラ整備の状況を踏まえ、適正な土地利用を誘導します。

主な事業

- ●大規模土地の有効活用 重点
- ●太陽光発電(メガソーラー)等導入事業

方針2 市全域の都市計画区域の指定

市全域での一体性のある土地利用を図るため、山田、栗源地区の都市計画区域への指定を進めます。

主な事業

●都市計画区域指定

市民・地域への期待

● 調和のとれた土地利用への協力が望まれます。

市街地整備 5-2



■ 主担当課 都市整備課

■ 関係課 | 商工観光課

5年間の目標

駅周辺の整備や歴史的建造物の修理・修景などにより、市民や来訪者の利便 性と居住者の住環境の向上を図るとともに地域資源等を有効に活用し、市街地 ににぎわいがあふれるまちを目指します。

現 状

本市では、震災による影響により、平成23年には来訪者が大幅に減少しました。また、商店主の 高齢化等により、空き店舗や空き地が増加しており、市街地のにぎわいが失われています。

このような中、市の玄関口の一つである JR 佐原駅の駅舎改築に併せて、観光交流センターを整備 し来訪者の利便性を高めるとともに、国道 356 号沿いに佐原広域交流拠点施設水の郷さわらを整備 しました。水の郷さわらは現在、年間約 100 万人が訪れる施設となっています。

また、佐原地区については、平成 23 年度に香取市中心市街地活性化基本計画を策定するとともに、 佐原市街地地区都市再生整備計画を策定し、小見川地区については、平成22年度に香取市小見川市 街地整備基本計画を策定し、平成 23 年度に小見川駅周辺地区都市再生整備計画を策定しています。 両地区とも、平成28年度の完成に向け、それぞれ駅前広場及び駐輪場等の整備を進めています。

佐原地区では、本市固有の歴史的景観をまもり、そだて、つくるため、小野川周辺の歴史的建造物 の修理及び修景、防災施設や景観に配慮した街路灯の整備、公共施設の修景等も実施しています。また、 実験店舗の運営、公共施設の修景、回遊性向上研究などで大学と協働するほか、市民団体と協働し伝 統木造建築の耐震補強マニュアルの開発に着手するなど、官民学協働によるまちづくりを推進してい ます。

課 題

空洞化の進む JR 佐原駅周辺地区や JR 小見川駅周辺地区の整備が大きな課題となっています。 震災により歴史的建造物が被災し、市民のみならず市外からも早期の修復が望まれています。また、

小野川周辺の電線地中化など歴史的町並みの保存・整備が強く求められています。

- 1 佐原地区の町並みの保存が必要です。
- 2 歩行者の快適性の確保が必要です。
- 3 駅周辺の再生整備が必要です。

施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
小野川周辺の観光 入込客数	歴史的建造物が建ち並ぶ佐原・小野川周辺の年間観光客数(近隣施設の入場者数から算出)	33.0万人/年	58.1万人/年
小見川地域への観光 入込客数	小見川地域の年間観光客数	33.2万人/年	41.7万人/年
佐原駅前広場利用者 の満足度	8項目5段階評価アンケートの平均点 ※80点満点	40.4点	52.0点
小見川駅前広場利用 者の満足度	8項目5段階評価アンケートの平 均点 ※80点満点	40.0点	52.0点

具体的な取組内容

歴史的な町並みの保存の推進 方針 1

歴史的建造物の災害復旧や修理・修景を実施するとともに、小野川左岸及び香取街道の電線の地中化 や街路灯を整備することで、佐原の歴史ある町並みの景観を保全し、居住者の住環境の向上を図ります。

主な事業

- ●電線共同溝整備事業(小野川左岸、下新町の電線地中化整備、香取街道の電線地中化の県への要望) 重点
- ●街路灯整備事業 ●伝統木造建築の耐震補強マニュアル策定事業 重点
- ●歴史的建造物の修理・修景事業

歩行空間の整備 方針2

市街地での歩行者の快適性を確保するため、中心市街地外周部に駐車場を整備し、市街地への車の 流入を抑制します。

主な事業

●中心市街地外周部駐車場整備事業

駅周辺の再生整備の推進 方針3

商店街等の空洞化を抑制し、活力ある市街地を形成することにより、駅前の賑わいを創出するため、 佐原駅及び小見川駅周辺を整備します。

主な事業

●佐原市街地整備事業重点●小見川市街地整備事業重点

- ▶ 魅力ある商店街の形成が望まれます。
- 歴史的な町並みへの関心を高めることが望まれます。

居住環境



■主担当課|都市整備課

■ 関係課 | 企画政策課

5年間の目標

公営住宅の新築・改修の実施や木造建物の耐震化を推進するとともに、定住促 進策の実施により、市民が安心して住み続けることができるまちを目指します。

現 状

本市では、平成23年度現在で、木造住宅の耐震化率が44.2%、特定建築物の耐震化率が84%に なっています。

木造住宅の所有者に対しては、住宅の耐震診断・改修方法についての個別相談会を設けるなど、耐 震化の理解の向上、耐震化の促進を図っています。

本市の公営住宅の入居率は81%ですが、住宅の老朽化が進んでおり、居住者からの修繕に関する 要望が増加していることから、平成 22 年度に公営住宅等長寿命化計画を策定し、平成 23 年度から 大戸団地の大規模改修を進めるなど、計画的な修繕を実施しています。小見川市街地では、企業の撤 退により民間賃貸住宅の空き室が増加している一方で、資産の有効活用などから賃貸住宅の建設が進 められており、住宅の需給バランスが崩れています。

また、東日本大震災により、被災した市民が一日も早く、震災前の生活に戻れるよう、地盤被害を もたらした液状化の検証及び対策工法の検討、災害公営住宅の建設、相談窓口の拡充や問題解消のた めのきめ細やかな対応を進めています。

今後の施策展開としては、人口減少を食い止めるための対策が求められています。そこで、若手職 員による定住促進策を検討する庁内検討会を設置し、事業化へ向けた検討を行っています。

課 題

震災により市内全域で住宅の倒壊や傾斜などの大きな被害を受けており、特に液状化による被害を 受けた地域では、沈下した家屋の補修や地盤の改良などに多額の費用を要するだけでなく、補修方法 等が確立されていないこともあり、対応に苦慮している世帯が多い状況です。

また、人口減少が進む中で、定住促進に向けた取組が必要になっています。

- 1) 被災者の住宅再建への支援が必要です。
- 3 市営住宅の計画的な改修と効率的な維持管理が必要です。
- 2 住宅の耐震化など、良好な住宅環境の整備が必要です。
- 4 定住促進に向け、住宅面での優遇策を実行する必要があります。

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
木造住宅の耐震化率(%)	木造住宅のうち耐震基準を満たす住 宅(昭和 57 年以降建築)の割合	44.2%	80.0%
特定建築物の耐震化率(%)	公共の建築物(昭和 56 年以前建築) のうち耐震基準を満たす建築物の割合	84.0%	90.0%

具体的な取組内容

被災者の住宅再建の支援 方針1

被災者の住宅再建の負担を軽減するため、借入資金に対する援助を行います。また、住宅の再建が 困難な被災者が安心して生活できるよう、災害公営住宅の整備を行います。

地盤被害をもたらした液状化の検証及び対策工法の検討を行い、住宅再建の際に参考となる液状化 対策情報を提供します。

主な事業

- ●被災者住宅再建資金利子補給事業 重点 ●災害公営住宅整備事業 重点
- ●市街地液状化対策事業

良好な住宅環境の整備・促進 方針2

市民の生命、財産を震災から守り、安心して暮らせるよう、住宅の耐震診断や耐震化を促進します。 また、良好な宅地の供給が行われるよう、民間の宅地開発に当たり適正に指導を行います。

主な事業

- ●住宅耐震診断助成事業●住宅耐震改修助成事業●民間宅地開発の適正指導

公営住宅の計画的な改修と効率的な維持管理の実施 方針3

老朽化の進む公営住宅に、居住者が長期的に安心して快適に生活できるよう、計画的な改修と効率 的な維持管理を実施するため、指定管理者又は業務委託による管理を検討します。また、公営住宅の 老朽化対策として、民間賃貸住宅の空き室の有効活用を検討します。

主な事業

●公営住宅大規模改修事業(大戸団地A棟等)

住環境面からの定住推進体制の整備 方針 4

市外からの流入人口を増加させるため、情報発信を強化するとともに、本市への定住につながる転 入者や住宅新築者への優遇方策を検討、実現できるよう体制を強化します。

主な事業

●定住促進事業(転入者や住宅新築者への優遇等の検討)

市民・地域への期待

● 所有する建物の耐震化を進めることが望まれます。

道路整備 5-4



■ 主担当課 建設課・道路河川管理課

■ 関係課|都市整備課

5年間の目標

市内外を結ぶ国・県道等幹線道路の整備要望の推進と、市内を結ぶ幹線道路等 の整備、生活道路等の維持補修を計画的に進めることにより、地域の経済発展と振 興を推進し、利便性が高く、安全に通行できる道路網が整ったまちを目指します。

現 状

平成 19 年度に道路整備の総合的な指針となる香取市幹線道路網整備計画を策定し、これに基づき 幹線道路等の整備を推進しています。この中で、将来整備することが求められる主要幹線道路の整備 路線として位置づけのある国・県道については、千葉県等関係機関に対して要望活動を行っています。 市が整備する幹線道路、補助幹線道路については、計画に示された優先順位に基づき、効果の期待で きる路線から順次着手しています。

また、佐原都市計画道路のうち、仁井宿与倉線(第三工区)牧野地先については、平成 14 年度に 事業認可を受け、平成 27 年度の完了を目途に事業を推進しています。県が施工する仁井宿与倉線・ 佐原多古線(第四工区)牧野地先については、平成24年1月に事業認可を受け、今後事業を推進し ます。なお、長期未着手道路 4 路線については、生活状況や交通事情の変化を踏まえ、今後の整備方 針の見直しを行っています。

生活に密着した生活道路等の安全性を確保するため、道路の整備及び維持管理を行っています。特 に、道路の除草や側溝の清掃については、地域との協働により進めています。

市内の橋梁については、老朽化が進んでいることから、平成23年度に香取市橋梁長寿命化修繕計 画を策定し、重要度、緊急度等により順次、修繕対策を実施しています。また、これまでに緊急輸送 道路である東関東自動車道を跨ぐ橋梁の耐震補強対策を実施しました。

一方、大雨の際に地形的な条件により流末が確保できず冠水が発生する地域があります。これらを 未然に防ぐため流末の確保、排水量の調整施設等の排水整備が必要です。

東日本大震災では、市内の多くの道路等が被災し、震災直後から、一刻も早い復旧に取り組み、現 在は、上水道・下水道工事等と連携し災害復旧事業を進めています。

課 題

香取市幹線道路網整備計画に基づき、計画的な道路整備を進める必要があります。

また、市の地域振興のために重要な役割を担う国・県道の整備について、国、県に対して要望活動 を継続する必要があります。

- 1 災害復旧工事を早期に完了させる必要があります。
- 2 幹線道路の整備を推進する必要があります。
- 3 都市計画道路の整備を推進する必要があります。
- 4 道路を安全に通行できるよう維持管理していく 必要があります。
- 5 排水対策を推進する必要があります。

5

賁

施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
道路改良率	改良済延長 / 実延長	60.6%	62.0 %
道路舗装率	舗装済延長/実延長	81.3%	83.0 %

具体的な取組内容

方針1 災害復旧工事の早期完了

東日本大震災による災害復旧工事を上水道・下水道工事等と連携し早期完了を目指します。

主な事業

●災害復旧事業

方針2 幹線道路の整備

市内と市外を結ぶアクセス道路となる国・県道の整備の促進を関係機関に働きかけるとともに、市内の交流を促進する連絡道路、市内を横断する幹線道路、市街地環状道路の整備を推進します。

主な事業

- ●国道 356 号バイパス整備要望 ●県道の整備要望((主)成田小見川鹿島港線等)
- ●交流促進連絡道路の整備(市道 I -10 号線(九美上地先)外道路改良事業等)
- ●香取市横断幹線道路の整備(市道 Ⅰ-51 号線(長岡地先)外道路改良事業等)

方針3 生活道路の利便性・安全の確保

市内各地区間の交通の円滑化を図るため、各地区を結ぶ生活道路や都市計画道路仁井宿与倉線の整備を進めます。

また、道路及び橋梁の安全性を確保するため、計画的な改築・補修を実施するとともに、自治会等と協働して道路の維持管理を行います。

主な事業

- ●補助幹線道路網の整備(市道Ⅱ-32号線(阿玉台地先)外道路改良事業)
- ●仁井宿与倉線整備事業 ●橋梁長寿命化対策事業(本矢作第1橋外橋梁修繕事業)

方針4 排水対策の充実

市内の冠水発生箇所の排水設備を整備し、冠水の発生を防ぎます。

主な事業

●排水整備事業 ●排水路維持補修事業

市民・地域への期待

● 道路の除草や道路側溝等の維持管理活動への参加、実施が望まれます。

公共交通 5-5



■主担当課│企画政策課

■ 関係課 商工観光課·都市整備課

5年間の目標

市民の身近な交通手段である路線バスの運行維持を図るとともに、地域住民の 生活スタイルや生活圏を考慮しながら循環バスなどの利便性向上を図り、あわせ て、新たな運行形態について検討し、地域に密着した公共交通の確保を目指します。

現 状

本市では、これまでに香取市地域公共交通総合連携計画を策定し、小見川循環バスの導入や佐原循 環バス周遊ルートの導入に加え、各循環バスの運行ルートの見直しや停留所の増設等を行ってきました。 また、香取市小見川市街地整備基本計画を策定し、JR 小見川駅周辺地区のハード・ソフト事業を検 討するとともに、佐原駅周辺地区における都市再生整備計画を定め、JR 佐原駅周辺の駐輪場のほか、 佐原駅舎及び観光交流センターの整備を行い、さらにバリアフリー化に対応するため駅構内にエレベ ーターの設置を進めてきました。

しかし、車社会の進展及び人口減少等に伴い、市内を運行する路線バス及び市内各駅の利用者は全 体として減少傾向にあり、近年では高齢化の急速な進行に伴うドア・ツー・ドアへのニーズの増加など、 きめ細かな公共交通体系を整備することが求められるようになってきています。市民意識調査でも「公 共交通体制の整備しは、重要度が高く、満足度は低い結果です。

公共交通体系の維持・整備は財政上も大きな課題となっていますが、市民が本市を住みにくいと考 える原因の一つにもなっているため、今後は関係事業者との協議を進めながら利便性の向上に努める ことが必要となっています。

課 題

市内を運行する路線バス利用者数が減少していることから、路線バスの運行維持対策が必要となってい ます。また、千葉・東京方面への交通手段である鉄道や高速バスの利便性の向上が強く求められています。 今後は、高齢化の急速な進行に伴い、市民の多様なニーズに対応した、きめ細かな公共交通体系の 検討が必要となっています。

- 1 路線バスの運行維持対策の実施が必要です。
- 2 循環バスの利便性の向上が求められています。
- 3 新たな公共交通運行形態の検討が必要です。
- 4 鉄道の利便性の向上が求められています。
- 高速バスの利便性の向上が求められています。
- 高齢化に伴う交通弱者への対応が求められています。

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
循環バスの利用者数	市が運行する循環バスの年間利用 者総数	51,471人	54,300人

具体的な取組内容

方針1 路線バスの運行維持対策の実施

路線バスの運行継続のため、利用実態の把握と分析に基づく運行維持対策を行います。

主な事業

- ●路線バス等の運行費補助事業
- ●路線バスの利便性向上等に関するバス事業者との協議(運行便数、ルート等の協議)
- ●情報提供、普及啓発事業

方針2 循環バスの利便性の向上

循環バスの利用者増大を目指し、利用実態の把握と分析に基づく運行見直しを行います。

主な事業

- ●運行便数、ルート等の見直し●情報提供、普及啓発事業
- ●車体、車内広告等による運行収入の確保

方針3 新たな公共交通運行形態の検討

高齢化に伴う交通弱者への対応や市民ニーズを考慮し、新たな公共交通の運行形態の導入を検討します。

主な事業

- ●利用ニーズを把握した新たな運行形態の検討
- ●実証運行から本格運行への移行についての評価・検証

方針4 鉄道の利便性の向上

鉄道ダイヤや駅環境に対する要望活動の実施や駅周辺環境の整備を展開します。

主な事業

- ●鉄道の安全性・利便性向上と輸送力の増強に関する関係機関との協議
- ●佐原駅・小見川駅周辺整備事業

方針5 高速バスの利便性の向上

近年、東京方面へのアクセスとして需要が高まっている高速バスについて運行便数の増便等の働きかけや停留所の整備など、利便性の向上に努めます。

主な事業

●高速バスの利便性向上についてバス事業者への働きかけ

- 公共交通を積極的に利用することが望まれます。
- 高齢者等の移動について支え合うことが望まれます。

5-6 上水道



■ 主担当課|水道管理課

■ 関係課 水道工務課

5年間の目標

老朽管の改修や耐震管の布設により、市民がいつでも安心して安全な水が利用できるまちを目指します。

現状

本市はこれまでに水道料金及び給水申込加入金の統一を図り、水道財政の健全化及び基盤強化に努めてきました。また、事務所の統廃合による業務の一元化及び全地区の水道料金等徴収業務の民間委託を図り、経営の効率化に努めてきました。

しかし、長引く経済不況、節水及び少子高齢化を背景とした水需要の低迷による給水収益の減少に加え、東日本大震災に伴う災害復旧に多額の費用が必要となっているため、経営は非常に厳しい状況にあり、水道普及率についても平成 19 年度の 76.4% から平成 23 年度末には 76.2% に低下しています。

市民意識調査の結果では、「水道の整備」については満足率(35.7%)が不満足率(21.3%)を上回っています。重要度は11.7%となっており、全施策の中で中間に位置しています。

課題

安定した水道水の供給に向け、効率的な事業運営を行い経営の安定化を図る必要があります。 また、今回の震災を教訓として、水道施設や老朽管の更新を計画的に行う必要があります。

- 1 災害復旧工事を早期に完了させる必要があります。
- 4 水道施設の更新等を推進する必要があります。
- 2 給水区域内における未加入者への加入を促進する必要があります。
- 5 災害危機対策として自家発電装置の設置等を検 討する必要があります。
- 3 老朽管の更新を促進する必要があります。

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
老朽管(石綿セメント管) 残存率	石綿セメント管の残存延長 / 石綿 セメント管の布設延長(297.1km)	47.7%	40.0%
老朽管 (普通鋳鉄管) 残存率	普通鋳鉄管の残存延長 / 普通鋳鉄 管の布設延長 (4.6km)	100.0%	74.0%
収納率(現年度分)	収納額/料金調定額	97.9%	98.2%

具体的な取組内容

災害復旧工事の早期完了 方針 1

平成 25 年度を目処に東日本大震災による災害復旧工事を完了させます。また、耐震管を導入し管 路施設の耐震化を図ります。

主な事業

●災害復旧事業

●耐震管の導入

給水区域内における未加入者への加入促進 方針 2

水道普及率向上のため、未加入者の加入促進を図り、水道財政の安定化を目指します。

主な事業

●個別訪問による加入促進事業●広報紙及びウェブサイト掲載による加入促進事業

老朽管の更新の促進 方針3

老朽管(石綿セメント管・普通鋳鉄管)の布設替えを、優先度合いを考慮しながら進めていきます。

主な事業

●老朽管布設替工事の推進事業 重点

水道施設の更新等の推進 方針 4

施設整備事業を計画的に推進して安定供給を図ります。また、水質管理体制を強化していきます。

主な事業

- ●施設整備事業(取水場・浄水場等の耐震化、ポンプ設備等の効率化)
- 水質監視設備等の導入事業
- ●老朽設備更新事業(ポンプ設備、薬注設備、電気、計装設備等の更新整備)

危機管理体制の構築 方針5

災害時の危機管理対策として浄水場及び取水場に自家発電装置を設置します。また今回の震災の経 験を踏まえ、災害時の給水体制の強化を図ります。

主な事業

- ●玉造浄水場白家発電装置設置事業●飯島取水場白家発電装置設置事業●点
- ●災害時給水体制の強化(連絡管の整備、応急給水用備品の備蓄)

- 給水区域においては、上水道に加入することが望まれます。
- 水道丁事に対する理解・協力が望まれます。

下水道



■主担当課|下水道課

■ 関係課

5年間の目標

公共下水道や農業集落排水施設等の整備や維持管理を実施するとともに、既 存施設の改築等により基盤を整備し、河川等の水質が清浄に保たれたまちを目 指します。

現 状

本市では、公共用水域の水質汚濁防止を図るため、昭和34年(佐原処理区)及び昭和54年(小 見川処理区)から公共下水道整備事業に取り掛かるとともに、7地区で農業集落排水施設の整備を進 めてきました。下水道等整備区域外については、合併処理浄化槽の設置を推進しています。

また、昭和50年代に布設された下水道管の機能向上及び合流区域から雨水とともに河川に排出さ れる汚濁物質の低減化を図るための事業を進めています。

しかし、下水道整備区域内の水洗化率は 80.5% にとどまっており、下水道施設が十分に活用されて いるとは言えない状況にあります。

また、処理場等各種施設や管路の老朽化が進んでおり、平成23年度より、処理場の長寿命化計画 の策定に取り組み、計画的な整備を進めています。

さらに、管路等の維持管理を民間事業者に包括的に委託し迅速な対応ができるようにするとともに、 管路の耐震化が進んでいない箇所について、管路の耐震化に取り組んでいます。

また、地方公営企業会計制度の見直しへの対応を進めるとともに、持続可能な下水道運営の実現に 向け、コストの削減や適正な受益者負担について検討しています。

課 題

浄化センターや下水道管路の多くは、整備後長期間が経過し老朽化が進んでいるため、計画的な改 修や更新が求められています。

また、生活に欠かせないライフラインであることから、大規模な災害に備え、災害に強い工法での 更新が必要です。

- 1 施設の適切な維持管理が必要です。
- 2 下水道施設の耐震化が必要です。
- 3 下水道の機能改善が必要です。
- 4 公共下水道等や合併処理浄化槽の普及が必要です。

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
水洗化率	処理区域内人口に対し公共下水道及び農業 集落排水処理施設を使用している人の割合	80.5%	84.1%
合併処理浄化槽の設 置数	補助制度を利用し合併処理浄化槽 を設置した数	2,959基	3,439基

5 章

具体的な取組内容

方針1 施設の適正な維持

長寿命化計画に基づく下水道施設の維持管理を進めます。また、管路等の維持管理について、民間 委託を進めるとともに適正な維持管理を行います。

主な事業

●施設維持管理事業(佐原浄化センター、小見川浄化センター、中継ポンプ場等) 重点

方針2 下水道施設の耐震化

耐震化計画及び実施計画を策定するとともに、計画に基づいた施設の耐震対策を実施します。

主な事業

- ●公共下水道総合地震対策計画策定事業(施設耐震化計画の策定) 重点
- ●耐震化事業(佐原浄化センター、小見川浄化センター)

方針3 下水道機能の強化

東日本大震災に伴う地盤沈下による新たな浸水被害地域の解消を図るとともに、ポンプの増設など 合流改善事業を実施します。また、施設で使用する電力を太陽光発電で補います。

●浸水被害解消事業 重点

- ●合流改善事業(佐原小学校周辺の汚水管と雨水管の分離、入船橋ポンプ場等の機能増加)
- ●太陽光発電事業(浄化センター等の下水道施設の未利用地を利用した太陽光発電の実施)
- ●長寿命化対応事業(佐原浄化センター・小見川浄化センター施設の長寿命化)
- ●農業集落排水設備集中管理システム導入事業

方針4 公共下水道等及び合併処理浄化槽の普及

公共下水道・農業集落排水整備区域において、公共下水道等の普及啓発を図ります。 また、下水道整備区域外では、合併処理浄化槽の設置、単独浄化槽からの切り替えを促進します。

主な事業

主な事業

●公共下水道等及び合併処理浄化槽の普及啓発 ●合併処理浄化槽設置補助事業

- 日常的に雨水桝等の清掃を行うことが望まれます。
- 公共下水道処理区域内においては、公共下水道への加入及び水洗化が望まれます。
- 下水道整備区域外では、合併処理浄化槽への転換が望まれます。